

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① 管理型信託会社登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第6面により作成するものとする。</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月15日までに提出させ、1ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ 本庁は、本庁監理会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、遅滞なく当該本庁監理会社の登録を行なった財務局に対して登録申請書の変更面及び添付書類を送付するものとする。</p> <p>④ 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、</p>	<p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>① 管理型信託会社登録簿は、登録申請書の写しの第2面から第6面により作成するものとする。</p> <p>② 登録申請書記載事項に係る変更届出書が提出された場合には、当該届出書に添付される登録申請書の変更面と管理型信託会社登録簿の当該面とを差替えるものとする。</p> <p>なお、新株予約権付社債を発行している信託会社の新株予約権の行使による資本金の額の変更届出書については、毎月末における資本金の額を翌月15日までに提出させ、1ヶ月ごとに当該管理型信託会社登録簿を差し替えるものとする。</p> <p>③ 本庁は、本庁監理会社から登録申請書記載事項に係る変更届出書の提出があった場合には、遅滞なく当該本庁監理会社の登録を行なった財務局に対して登録申請書の変更面及び添付書類を送付するものとする。</p> <p>④ 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、</p>

改正案	現行
<p>管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>⑤ 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記④及び⑤又は当局の指示に従わない者</p> <p>ロ. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p>	<p>管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</p> <p>⑤ 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>⑥ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記④及び⑤又は当局の指示に従わない者</p> <p>ロ. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>⑦ 他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び信託会社のすべての営業所には法第 34 条の規定による説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</p>